

# 第9章

## ロシア

### 内国民待遇

#### 廃車税の導入

ロシア政府は、2012年9月、WTO加盟(2012年8月22日)に伴い自動車輸入関税を削減する一方で、「製造及び消費廃棄物に関する連邦法」を改正し自動車に対する廃車税(リサイクル税)を導入、2013年10月に廃車税の改正法を採択し、2014年1月1日付で施行された。改正法の下では、①ロシア国内生産者に対する免税制度、②関税同盟諸国からの輸入車に対する免税制度、③免税要件であるローカルコンテンツ要求が廃止され、内外差別的要素は基本的に是正された。他方、輸入中古車とロシア国産車との間で税率が大きく異なり、また、ロシア中古車には、新車の際に廃車税が課されていれば中古車として販売される場合に追加的な廃車税は課せられない点は、依然是正されていない。中古車に対する高額の税負担は、例えばある特定国からは専ら中古車を輸入している場合等には、当該国に対する事実上の差別として最恵国待遇ないし内国民待遇違反の疑いが生じる可能性がある。我が国としては引き続き、改正法及び関連の実施規則の施行・運用状況を注視し、必要に応じてWTO協定に整合的な運用を求めて働きかけを行っていく。

詳細は2017年版不正貿易報告書149-150頁参照。

### 関税

#### 関税構造

\*本件は、WTO協定をはじめとする国際ルール整合性の観点からは明確に問題があると言えない貿易・投資関連政策・措置であるが、以下の懸念点に鑑み、掲載することとした。

##### <措置の概要>

2019年時点の非農産品の単純平均譲許税率は7.1%であるが、乗用車(最高20%)、家具(最高17.5%)、衣料品(最高17.5%)、玩具(最高15%)、ゴム製品(最高15%)等の高い譲許税率が存在する。なお、非農産品の譲許率は100%であり、2019年時点の非農産品の単純平均実行税率は6.1%であった。

##### <懸念点>

高関税そのものは譲許税率を超えない限りWTO協定上問題はないが、自由貿易を促進し、経済厚生を高めるというWTO協定の精神に照らし、上記のようなタリフピーク(第II部第5章1.(1)③参照)を解消し、関税はできるだけ引き下げることが望ましい。

##### <最近の動き>

2014年5月29日に、ロシア、ベラルーシ、カザフスタンの3カ国はユーラシア経済共同体宣言(the Declaration of the Eurasian Economic Integration)に合意し、ユーラシア経済同盟協定(Treaty of the Eurasian Economic Union)を締結した。その後、同年12月30日にはアルメニアが、2015年5月21日にはキルギスがそれぞれ加盟し、5カ国の加盟となっている。ユーラシア経済同盟(EAEU ; Eurasian

Economic Union) の対外共通関税はロシアの譲許税率が基準とされているため、EAEU 加盟に伴い譲許税率が引き上がる品目について、GATT 第 28 条の補償交渉が行われている。2018 年 1 月 1 日にユーラシア経済同盟関税基本法が発効した。

## 輸出税を巡る措置

### 丸太輸出税

\*本件は、WTO 協定をはじめとする国際ルール整合性の観点からは明確に問題があると言えない貿易・投資関連政策・措置であるが、以下の懸念点に鑑み、掲載することとした。

#### <措置の概要>

ロシア政府は、2007 年 2 月、前年 12 月に発効したロシア新森林法の追加的措置として、丸太の輸出税引き上げ及び木材製品の輸出税引き下げ等を発表した。これらの措置は、ロシア国内での木材加工産業の発展を目的とし、諸外国からのロシアの木材加工業界への投資促進を図るためのものであった。これにより、我が国への輸出が多い針葉樹丸太の場合、2007 年 7 月にそれまで 6.5%であった輸出税率が 20%に、2008 年 4 月に 25%に引き上げられ、さらに引き上げる動きもみられた。

本措置については、①当時、世界最大の丸太輸出国（全世界の丸太輸出量の約 33%を占める）であるロシアによる措置であること、②本措置の最終税率が実行された場合、丸太輸出禁止措置と同様の効果を持つ恐れがあること、③輸出税の引き上げが極めて短期間に行われ、ロシアの国内木材加工産業への投資が必ずしも十分に見込めないこと、等から、ロシア材の供給が十分に行われず世界の木材市場へ大きな影響を及ぼすことが懸念された。このため、本措置の導入以降、我が国やスウェーデン等のロシア産丸太の輸入国は様々な機会を通じ、本措置に対する懸念をロシア政府に伝達した。結果的に、さらなる税率の引き上げは行われず、丸太輸出税は 25%（又は 15 ユーロ/m<sup>3</sup>のいずれか高い額）で据え置かれた。

2012 年 8 月ロシアが WTO に加盟し、ヨーロッ

パトウヒ、ヨーロッパモミ、ヨーロッパアカマツの丸太等に賦課されていた輸出税の一部が変更され、輸出割当枠が設定された。たとえば、枠内では、ヨーロッパアカマツについては 15%に、ヨーロッパトウヒとヨーロッパモミについては 13%に引き下げられた一方、輸出割当超過分については税率を 80%（ただし 55.2 ユーロ/m<sup>3</sup>を下回らない）に引き上げられた。

一方で、我が国への丸太輸出の多くを占めてきたエゾマツ、トドマツ、カラマツについては、輸出税は 25%で維持されていたが、2017 年 12 月にロシア政府は極東における新たな木材加工施設建設の奨励、木材加工産業の新規雇用創出を目的として、400 万 m<sup>3</sup> の輸出枠を設定し、枠内の輸出税を 6.5%に引き下げ一方、枠外の輸出税を 2019 年以降段階的に引き上げる（2019 年は 40%、2020 年は 60%、2021 年は 80%）ことを決定した。

また、2019 年 10 月より枠内の輸出税を 13%に引き上げた。

2020 年 9 月には、プーチン大統領が、2022 年 1 月から丸太及び粗く加工された木材の輸出を禁止すると発言した。

#### <懸念点>

輸出枠内の丸太輸出については輸出税が引き下げられたが、枠外の輸出についてはロシアが独自に決定した税率に大幅に引き上げられ（エゾマツ、トドマツ、カラマツについては 2021 年には 80%まで引き上げる予定）、実質的な輸出禁止措置に近い効果を持っている。また、エゾマツ、トドマツ、カラマツについて、輸出枠内の税率の適用には、加工木材の輸出額が総輸出額に占める割合が一定以上（2018 年 20%、2019 年 25%、2020 年 30%、2021 年 35%に段階的に引き上げられる）の企業であることが必要とされているほか、先述のとおり、プーチン大統領が 2022 年 1 月から丸太及び粗く加工された木材の輸出を禁止する旨発言したことから、今後のロシア国内での丸太の輸出禁止措置の動向を注視しつつ、必要に応じてマルチ、バイなどの場を通じて改善を働きかけていく。